

NPOと行政の協働事業自己チェックリスト集計表(中間期)

事業名:「新しい時代の公」資金地域モデル事業

所属	特定非営利活動法人いせコンビネット	三重県政策部企画室
名前	浦田 宗昭	辻上浩司
視点1 事業実施中、実施後に話し合いが十分になされたか。		
視点1-1 ニーズの把握	いいえ	はい
視点1-2 ニーズの共有	はい	はい
特記事項	最初の提案から、随分と変わったところがあったので、ニーズについての話し合いが少し不足していたと感じています。また、協働事業という県からのお話があったので、混乱しました。	「公」の活動を進めていくうえで必要不可欠な資金が不足しているとのニーズが従前からあり、昨年度、「新しい時代の公」パートナー会議において、資金のあり方を検討した。その結果を受けて、今年度、一定の地域範囲で寄付のしくみをモデル試行・検証する事業を企画提案コンペで公募し、採択された2団体と事業内容について話し合っています。
視点2 事業の目的や事業に関わる意義を確認できましたか。		
視点2-1 公共性と行政関与		
・不特定多数の利益	はい	はい
・地域課題の解決、社会変革	?	はい
・同じ取り組みについての調査	はい	はい
視点2-2 協働の妥当性	?	はい
特記事項	行政と行う事のメリットとデメリットの両方あるように感じています。しかし一番大きな問題は、県に依存すれば、民としての自立性が確保できないところだと思います。ですから、この事業に関しては協働事業という形で、県に役割分担を担ってもらうところがあまりないように思います。あるとすれば、アンケート調査の部分を行うなどか？	「公」の活動を支える資金のしくみは、一定の地域範囲で多様な主体が関わることにより創り上げていくことが可能となる。資金モデルの試行は、地域の実情に応じて実施していく必要があり、こうした取り組みを試行しようとする地域(市町や中間支援組織)と連携・協力していくことが不可欠である。
視点3 それぞれの役割が明確に整理されていますか。		
・役割分担	はい	はい
・責任分担	はい	はい
・情報共有	いいえ	はい
・問題発生時の体制	いいえ	いいえ
特記事項	コンビネットとしては、この事業は協働ではないと考えています。ですから、役割分担等は契約の時点明らかで、事業推進においては県に担ってもらう事はないです。しかしながら協働なのでと考え、手探り県の担えるところを模索してきましたが、今のところはないように感じています。	県と中間支援組織との間で委託契約を結び、その中で役割や責任分担について定めている。情報共有については、月1回程度の打ち合わせやメールを通じて行っている。問題発生時の体制については、今のところ検討していないが、事業の具体化や進捗状況により、必要性があれば検討していきたい。
視点4 事業を計画的に進めていますか。		
・事業の目的	はい	はい
・地域ビジョンと事業の方向性	?	はい
・実施計画と収支計画	はい	はい
・実際にかかる費用分担と予算	?	はい
・スケジュールの管理と進捗状況	?	はい
・事業の進捗を客観的に判断する具体的な成果指標	いいえ	いいえ
・成果物の帰属	はい	はい
・事業完了時期	はい	はい
・事業終了後の方向性の共有	?	はい
特記事項	協働契約であるのか、委託契約であるのかが不明瞭なところがあり、当初の計画とやや遅れてきたと思っています。つまり、協働の定義を両者が違っていたところに問題があったと考えています。前回の会議で明らかになりました。	事業目的は、企画提案コンペ時の説明会や委託契約書で明らかにされており、事業の方向性は、「新しい時代の公」推進方針に基づいている。当該事業の実施に要する経費は、県側で予算計上し、受託者側で仕様書に基づいて実施している。スケジュールについては、事業計画で明らかにし、定期的な打合せにより状況を把握しているが、客観的な指標までは設けていない。成果の帰属、事業の完了時期、事業終了後の方向性は、仕様書の中で明らかにしている。
視点5 参加・参画の体制づくりは進んでいますか。		
視点5-1 当事者性	いいえ	はい
視点5-2 対話	はい	はい
視点5-3 意思決定	?	はい
視点5-4 事業実施体制		
・役割分担	?	はい
・責任分担	?	はい
・情報共有	?	はい
・問題発生時の対応	?	いいえ
特記事項	協働という言葉が先行されて、お互いの「協働」に対する定義があやふやなまま事業が開始されたことに大きな問題があったと思う。この事業が協働事業ならば、まったく体制はできていないと考えますし、委託事業なら体制は整っていると考えています。	定期的な打合せや仕様書、事業計画書に基づき進めています。
視点6 事業実施段階で欠けていた視点や、今後必要とされる仕組み、制度等は何でしょうか。		
	何が何でも協働というのは無理があります。今の今回の事業においては、委託契約ではじまったものであり、やはり委託契約でしかないと思います。これを協働で進めるといっては無理があると思っています。協働契約という新しい契約の仕方を別途県のしくみの中で取り入れる事が必要なのではないかと思いました。	特になし。